

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定により、第46条第4項第2号の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- (1) 登録番号
第7号
- (2) 登録教習機関の名称
一般社団法人日本クレーン協会
- (3) 登録教習機関の住所
東京都江東区新木場1-11-7
- (4) 登録教習機関の代表者
変更前：会長 森下 信
変更後：会長 曄道 佳明
- (5) 登録教習機関の事務所の名称
一般社団法人日本クレーン協会 静岡支部
- (6) 登録教習機関の事務所の所在地
静岡県静岡市葵区御幸町11-10 第一生命静岡鉄道ビル5階
- (7) 変更年月日
令和8年6月22日

令和8年7月7日

静岡労働局長